

指 示

平成 23 年 8 月 29 日

神奈川県知事
黒岩 祐治 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 6 月 27 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

神奈川県相模原市、小田原市、中井町、松田町、山北町、愛川町、真鶴町、湯河原町及び清川村において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

指 示

平成23年6月27日

神奈川県知事
黒岩 祐治 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年6月23日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

神奈川県相模原市、南足柄市、小田原市、中井町、松田町、山北町、愛川町、真鶴町、湯河原町及び清川村において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。